

ご旅行条件書（海外手配旅行）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- お客様と、(株)フジトラベルサービス（愛媛県松山市宮西1-2-1、観光庁長官登録旅行業第895号）（以下「当社」といいます。）とは手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- 旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

2. 旅行のお申し込みと契約成立時期

- ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出の上、所定の申込金を添えてお申込みください。当社業務の都合上、専用の書面に必要事項を記載いただく場合もございます。お申込金は旅行代金又は取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日まで当社が確認できるようにお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。
- 旅行契約は、当社の契約を締結する旨の通知がお客様へ到達し、かつお申込金を受領したときに成立します。
- 上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払いを受けることなく契約が成立します。
 - お申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
 - 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合、(当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。)

3. お申し込み条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠している可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれららの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 20才未満の方は親権者の同意が必要です。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面の渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗券券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は契約書面に記載した日までににお支払いください。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

ご旅行相談条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行相談契約

旅行相談契約（以下「契約」といいます。）とは、当社が旅行者の依頼により、旅行計画作成のための助言、旅行日程に必要な費用の見積、旅行に関する情報の提供等の旅行に関する相談を引き受ける契約をいいます。

2. 相談料金

当社は、相談業務を引き受けるにあたり所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

3. 旅行相談のお申し込みと契約の成立時期

- 渡航手続代行契約は、手続に必要な事項をお申し出いただき、当社が契約の締結を承諾したときに成立いたします。なお、当社業務の都合上、専用の書面に必要事項を記載の上お申し出いただく場合もございます。
- 当社は以下の場合、契約の締結に応じないことがあります。
 - 当社の業務上の都合があるとき。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- 変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）
- 当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

- お客様は本項5項に定める料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
- 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの不配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客様に本項5項に定める料金をお支払いいただきます。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、お客様に本項に定める料金をお支払いいただきます。
- 本項1)(3)(4)に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、又は未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 当社所定の取消手続料金
 - 当社が得るはずであった取扱料金

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間でを行います。
- 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第17項による第三者提供が行なわれることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
- 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とするします。
- 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- 旅行の運賃はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗員サービス料金を申し受けたうえで、添乗員サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任と損害賠償・免責事項

- 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といえます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 特別補償規程の不適用

本旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別補償規程の適用はありません。

13. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」）のカード会員（以下「会員」）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」こと（以下「通信契約」）を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。
- 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成

- 相談内容が、公序良俗に反すおそれがあるとき。
- 旅行地において、施行されている法令に違反するおそれがあるとき。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力又は当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合。

4. 当社の責任及び免責

- 契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6か月以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

5. その他

本条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款（旅行相談契約の部）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。この度の契約に関し、ご不明の点がありましたらご遠慮なく右記旅行業務取扱管理者にお問合せください。

立するものとします。また、申し込みに際し、「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

- 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

14. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」:<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。当社は、外務省「海外危険情報」が「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発出されている国・地域への旅行手配はお受けいたしません。また「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発出されている国や地域への旅行手配は、業務渡航等のやむを得ない場合を除き、お受けいたしません。また、旅行日程・滞在先・連絡先など登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「[ezairyu](https://www.ezairyu.mofa.go.jp/)」へのご登録をお勧めします。

15. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」:<https://www.forth.go.jp/>」でもご確認ください。

16. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

17. 個人情報の取扱い

- 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の申込、ご依頼をお受付けできないことがあります。取得した個人情報は（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等並びに土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報、お客様の旅行中に病気等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあそびサービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

18. その他

- お客様が個人的な趣味・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- お客様のご便宜をはかるため土産品店にご案内することがありますが、お買い目に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいいたしかねます。免税店及びある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。フントン空港や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- 現地ツアーの場合の運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

旅行業務取扱管理者とはお客様のご旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

渡航手続きのご案内

当社は渡航手続代行契約によりお客様の渡航手続きのご案内と代行業務を承りますので、ご希望のお客様は必要事項をお申出ください。お申込みがない場合、EDカードの入手・作成、「旅券、査証、ESTA（米国電子渡航認証）、ETAS（オーストラリア電子渡航許可）等が有効かどうかの確認」、旅券・査証の申請等の渡航手続はお客様ご自身で行っていただくこととなりますので、予めご了承ください。

パスポート (旅券)	このご旅行には	☐ 有効期間が ヶ月以上残っている旅券が必要です。
		☐ 帰国日まで有効な旅券が必要です。
ビザ 日本国籍以外のお客様は別途ご案内いたします。	このご旅行には	☐ 査証は不要です。 ☐ 査証が必要です。(国名：)
	当社では申請代行を承っております。	
出入国カード 日本国籍以外のお客様は別途ご案内いたします。	このご旅行には	☐ 出入国カードは不要です。 ☐ 出入国カードが必要です。(国名：)
	当社では書類の作成代行を承っております。ご出発前に準備されることをお勧めいたします。	
税関申告書 日本国籍以外のお客様は別途ご案内いたします。	このご旅行には	☐ 税関申告書は不要です。 ☐ 税関申告書が必要です。(国名：)
	当社では書類の作成代行を承っております。ご出発前に準備されることをお勧めいたします。	

海外旅行保険加入のおすすめ

事件・事故に巻き込まれないように万全の注意を払っていても100%安心であるという保証はありません。また、普段、ご自身の健康に自信があっても、水や食物の違いから、病気や食あたりにかかる方が増えているのも事実です。海外での医療費は一般に高額で、場所によっては病院の部屋代だけで1日20万円以上することがあります。病院の治療費や緊急移送、救護者費用も補償されるような範囲の広い海外旅行保険にぜひとも加入されるようお勧めいたします。

旅行業務取扱料金表

毎度、当社をご利用いただき、ありがとうございます。
当社では、お客様との旅行契約または、渡航手続きのあつ旋、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。

内容	取扱料金	変更手続料金	取消手続料金	特記事項
運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	下限は各取扱料金の合算額とします。
ホテル (1手配)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:1,100円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:1,100円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:1,100円)	—
レンタカー (1手配)	2,200円	2,200円	券面額の15%	—
鉄道 (1名様1件につき)	1,100円	2,200円	2,200円	(イ) 予約変更、乗車券・クーポン・バス類の切替・再発行は変更手続料金がかかります。 (ロ) 運賃により払戻できない場合があります。 (ハ) 座席・寝台予約は1区間1件となります。
バス (1手配)	5,500円	3,300円	券面額の15%	—
現地発着ツアー・送迎・ガイド・ウエディング(挙式場・フォト等) (1手配)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:1,100円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:1,100円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:1,100円)	—
船舶・レストラン・現地入場券・その他のサービス (1手配)	5,500円	3,300円	3,300円	入場券の変更・払戻はできません。
日本発国際航空券 (1名様1件につき)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:8,800円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:8,800円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:8,800円)	(イ) 販売店でお渡しするご案内をご覧ください。 (ロ) 航空運賃が33,000円未満の場合、取扱料金は6,600円申し受けます。 (ハ) 未使用航空券の清算手続は1名様1件につき5,500円申し受けます。
海外発航空券 (1名様1件につき)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:8,800円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:8,800円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限:8,800円)	(ニ) EMD(注) 発行の場合、取扱料金はお1名様1サービスにつき7,700円申し受けます。 (注) EMDとは航空運賃本体に付随して設定される追加サービス購入のための電子的なクーポンです。
周回航空券(世界一周航空券等) (1名様1件につき)	22,000円	11,000円	11,000円	(ホ) Eチケット発券不可時に航空会社カウンター発券の場合、取扱手数料1名様1件につき7,700円申し受けます。
緊急手配料金 (1名様1件につき)	契約時に明示した料金	—	—	(ヘ) 発券のみの場合においても取扱料金を申し受けます。 (ト) 世界一周航空券は販売店によりお取扱できない場合があります。

	内容	料金	特記事項
	渡航手続に関するご案内、旅券・査証の有効性の確認、EDカード・税関申告書等の入手作成	1名様1件につき 3,300円	—
旅券	(1) 旅券申請書類の作成代行（新規・訂正・増補・再発給）	1名様1件につき 3,850円	旅券印紙代は別途申し受けます。
	(2) (1)と旅券の代理申請	1名様1件につき 5,500円	
査証	(1) 査証の申請書作成または申請書作成と申請代行	契約時に 明示した料金	(イ) 査証料・審査料は別途実費を申し受けます。 (ロ) 申請書を除く書類の作成費用は左記(2)～(15)のとおり別途申し受けます。
	(2) アメリカESTAの登録と確認証の発行、登録内容の確認	1名様1件につき 9,900円	
	(3) オーストラリアETASの登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正、再発行	1名様1件につき 5,500円	
	(4) 英文日程表の作成	1書類につき 3,300円	
	(5) 英文予約確認書(航空及びホテル)の作成代行	1書類につき 3,300円	書式確認の上の会社印等の押印、及び書類の記載内容についての最終的な責任はお客様に帰属します。
	(6) 身元保証書、Affidavit、Letter of Certificate 等の英訳代行	1書類につき 4,400円	
	(7) 公証人役場での公証の代理申請・受領	1名様1件につき 6,050円	公証料は別途実費を申し受けます。
	(8) 外務省、各国大使館等官公庁での公印証明(認証)の代理申請・受領	1名様1件につき 5,500円	認証料等がかかる場合は別途実費を申し受けます。
	(9) 招聘状、現地機関の引受証明書、事前許可等の取得代行	契約時に 明示した料金	必要な場合は、別途実費を申し受けます。
	(10) 健康診断書、警察証明書等の代理受領	1名様1件につき 5,500円	—
	(11) 再入国許可申請手続の代行	1名様1件につき 13,200円	—
	(12) 査証免除となる場合の関係書類の作成または書類作成と手続代行	契約時に明示した 料金	必要な場合は、別途実費を申し受けます。
	(13) 査証要否の確認書面の作成	1名様1件につき 2,750円	査証要否を確認するために特別な調査を要する場合に申し受けます。
	(14) 上記以外の書類作成代行、代理申請・受領、電子渡航許可申請その他の手続	契約時に 明示した料金	必要な場合は、別途実費を申し受けます。
	(15) 上記手続の緊急手続	1名様1件につき 11,000円増し	—
予防接種	予防接種証明書の検印の取得代行	1名様1件につき 3,300円	本人出頭に当社係員が同行する場合は2,200円増しになります。
その他	旅行契約を伴わない上記手続・作業	1名様1国につき 11,000円増し	当社が当該渡航手続代行契約の締結を承諾したときに限ります。

相談料金	内 容		料 金
	(1) お客様の旅行計画作成のための相談		基本料金30分：5,500円 以降30分毎に3,300円
	(2) 旅行日程表の作成		1名様1件につき3,300円
	(3) 旅行代金見積書の作成		1名様1件につき3,300円
	(4) 旅行地および運送、宿泊機関等に関する情報提供		資料(A4版)1枚につき1,100円
	(5) お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(4)までの5,500円増し
その他のサービス料金	内 容	料 金	特 記 事 項
	日本国内での空港等でお見送り、あつ旋サービス料金	あつ旋員1名につき16,500円	(イ) 夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は5,500円増しになります (ロ) 交通実費は別途申し受けます
	添乗サービス料金	添乗員1名1日につき66,000円 ※但し、現地で開始され終了するものについては、60,000円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費は別途申し受けます。
	通信連絡料金/お客様のご依頼により現地への連絡通信を行う場合	1件につき3,300円	電話料、その他の通信実費は別途申し受けます。

(注) 1. 上記の各料金については、消費税が含まれています。(「添乗サービス料金」の但書部分については、消費税の対象となっていないため、含まれておりません。)

2. 上記料金は旅行を中止される場合でも払戻いたしません。取扱・変更手数料金は当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。

3. 上記料金には電話料、通費、送料等実費は含まれません。通費実費を別途申し受ける場合があります。

4. **航空会社・ホテル等旅行サービス提供機関、ツアーオペレーター、代売会社などに対して支払う取消料は別途申し受けます。**

5. 「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の各名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

6. 「1手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数回まで「1手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。

7. 変更・取消手数料金は、手配着手後の変更・取消より申し受けます。

8. 変更・取消は、お申込店のみでお受けいたします。払戻は場合によりお引受できないことがあります。

9. 同行案内の交通実費、代理申請・受領の交通実費・郵送実費、書類作成のための翻訳料は別途申し受けます。

2025年3月の基準に基づきます。(更新日：2025年3月1日)